

平成23年2月

新川広域圏事務組合議会2月定例会会議録

平成23年2月24日開会

平成23年2月24日閉会

新川広域圏事務組合

平成23年 2月24日 黒部市役所宇奈月分庁舎議場において開く

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号から議案第4号までについて
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 議案第1号から議案第4号までについて
(常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	浦崎 将隆 君	2番	山崎 昌弘 君
3番	山本 弘吉 君	4番	中田 尚 君
5番	辻 泰久 君	6番	山内 富美雄 君
7番	新村 文幸 君	8番	森岡 英一 君
9番	松澤 孝浩 君	10番	谷口 一男 君
11番	元島 正隆 君	12番	西岡 良則 君
13番	大森 憲平 君		

説明のため出席した者

理事長	澤崎 義敬 君	副理事長	堀内 康男 君
副理事長	米澤 政明 君	副理事長	脇 四計夫 君
事務局長	石崎 勉 君	会計管理者	沖本 喜久雄 君
総務課長	石田 静雄 君	業務課長	山岡 修一 君
CATV放送センター 所 長	岩田 毅 君	エコぽ〜と 所 長	水野 康秀 君

宮沢清掃センター
所 長 前 田 俊 彦 君

クリーンぽ〜と
所 長 田 中 良 政 君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長 川 岸 勇 一 君

黒部市企画政策課長 本 多 茂 君

入善町企画財政課長 梅 津 将 敬 君

朝日町秘書政策室長 小 杉 嘉 博 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○議長（森岡英一君） 本日2月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、平成23年新川広域圏事務組合議会2月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のため出席を求めている者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（森岡英一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（森岡英一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、議長において、6番 山内富美雄君、13番 大森憲平君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（森岡英一君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

「議案第1号から議案第4号」

○議長（森岡英一君） 日程第3 本会議に付議されております議案第1号から議案第4号の案件4件を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（森岡英一君） 提案者の説明を求めます。

理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 本日、平成23年新川広域圏事務組合議会2月定例会が開催されるに当たりまして、新川広域圏の主要事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

近年、人口の減少や少子・高齢化、景気の低迷が続く中、構成しております市町の財政状況を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している状況であります。

このような状況の中ではありますが、新川広域圏におきましては、新たな宮沢清掃センター最終処分場の整備事業をはじめ、組合施設の維持管理等、地域住民が快適な暮らしを行う上で必要不可欠な事業が山積しています。

広域圏といたしましては、改めて徹底した経費削減・事務の見直しを図ってまいり所存でありますので、各市町におかれましては、厳しい財政運営を強いられている中ではありますが、ご理解、ご協力をお願いするものであります。

初めに、平成22年度の主要事業の経過についてご報告いたします。

まず、入善町板屋地区にあります中部清掃センターについては、昨年末ですべての構造物の解体を終え、現在は、整地作業が順調に進められておりまして、3月初旬には、本年度で予定しておりました解体事業を終えることとなっております。なお、整地後の跡地につきましては、平成23年度において緑地公園の整備に取りかかる予定であります。

次に、平成21年度からの繰越事業として取り組んでおりました宮沢清掃センター最終処分場の対策事業については、生活環境影響調査及び実施設計は3月末で終了し、用地取得については、現在、一部地権者と交渉中であります。引き続き、鋭意交渉に当たり、今年度中に用地取得し、平成23年度から最終処分場整備に取りかかる予定としております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第1号 平成23年度新川広域圏事務組合一般会計予算についてであります。経常的経費の抑制を図り、より質の高い事業効果を上げることに配慮し、通年予算として編成した次第であります。

歳入歳出予算の総額を26億8,304万円といたしたいのであります。これは、前年度当初予算額に比較し、6億4,095万5,000円の増額となっております。主な要因は、中部清掃

センター解体事業の完了に伴う事業費で1億6,200万円、エコぽ〜と整備事業債の償還完了等により、公債費で1億2,296万6,000円がそれぞれ減額となるものの、新たに平成23年度、24年度の2カ年継続事業で取り組む宮沢清掃センター最終処分場対策事業費で8億9,060万円、エコぽ〜と延命化計画策定業務で450万円、中部清掃センター解体後の跡地整備費で3,700万円、また、宮沢清掃センター破砕機更新工事で2,220万円が、それぞれ増額となることによるものでございます。

歳出予算の主なものを申しますと、総務費では、事務局の経費であります一般管理費をはじめ、ふるさと市町村圏基金活用事業、水博物館推進事業費等1億500万5,000円を計上いたしております。

民生費では、老人保養センター新川荘の施設費179万円を計上しております。衛生費の保健衛生費では、救急医療対策費4,240万2,000円、西部斎場管理費2,499万7,000円、東部斎場管理費3,655万4,000円を計上しております。

ごみ処理費では、エコぽ〜と管理費3億7,686万4,000円、宮沢清掃センター管理費3億2,961万8,000円、環境対策費1億2,153万5,000円、新川一般廃棄物最終処分場管理費2,577万4,000円、宮沢清掃センター最終処分場対策事業費8億9,060万円を計上しております。

し尿処理費では、クリーンぽ〜と管理費6,173万2,000円、新し尿処理施設整備事業費3,800万円を計上いたしました。

公債費では、組合債の償還に要する経費6億2,283万4,000円を計上しております。

以上、各経費の財源として、分担金及び負担金16億3,859万7,000円、使用料及び手数料2億3,748万4,000円、国庫支出金1億9,950万円、組合債5億6,140万円を計上しております。

その他の収入といたしまして、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入を充当しております。なお、予算執行に当たりましては、さらに創意工夫と経費の節減に努め、計画的かつ効率的な執行を図る所存であります。

次に、議案第2号 平成23年度新川広域圏事務組合CATV事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,254万4,000円といたしたいのであります。これは、前年度当初予算額に比較し、896万4,000円の減額となっております。主な要因は、デジタル化への移行に伴うデジタルセットトップボックスのリース料等、デジタル化関

連経費が増額となるものの、アナログ多チャンネルサービスの終了に伴う経費や、HD化に伴う大型備品の購入終了等により、それぞれ減額となることによるものです。

歳出予算の主なものを申しますと、放送センターの運営事業費 5 億 2,079 万 4,000 円、公債費として 3 億 3,675 万円を計上しております。

これらの財源といたしまして、分担金及び負担金 3 億 3,675 万円、CATV サービスに対する使用料及び手数料 4 億 8,673 万 8,000 円、ケーブルテレビ施設及び設備整備基金の繰入金 2,321 万 8,000 円を計上しております。その他の収入といたしまして、財産収入、繰越金、諸収入を充当いたしております。

次に、議案第 3 号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてであります。これは、本年 4 月 1 日から砺波地域消防組合が加入することに伴い、富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、組合規約の「別表第 1」及び「別表第 2」を変更するものであります。

次に、議案第 4 号 平成 22 年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算(第 2 号)についてであります。これは、平成 23 年度に行うビニプラ減容物処理業務委託、ビニプラ減容物運搬業務委託、資源回収業務委託及び平成 23 年度で使用するごみ指定券約 40 万枚の購入についてそれぞれ債務負担行為を設定いたしたいのであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。

何とぞ慎重ご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「一般質問」

○議長（森岡英一君） 次に、日程第 4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。当局からそれに対する答弁を求めます。

10 番 谷口一男君。

○10 番（谷口一男君） 皆さん、おはようございます。

きょうは一般質問が 3 人いるということで、1 人 10 分か 15 分というふうに聞いておりますので、早速通告に従い質問に入りたいと思います。

皆さんもご存じだと思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定されたのは、1900 年代に伝染病の蔓延を防ぐために制定された汚物掃除法がもととなっております。

ります。1954年に清掃法に改正され、1960年代になって経済の高度成長に伴い大量消費、大量廃棄によるごみ問題が顕在化し、また、ごみ焼却場自体が公害発生源として問題になってきておりました。そこで、1970年の公害国会において、清掃法を全面的に改め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が成立いたしました。これについては、皆さんもご存じのとおりだと思います。

その後、時代の変遷というかニーズに伴い、何度となく改正が行われ、今回質問する野外焼却すなわち野焼きの禁止についての改正は2000年に行われ、2001年4月1日より施行された法律が現在に至っております。野焼きは一部例外を除いて何人も行うことが禁止されたわけでございます。

しかし、この一部の例外がくせ者で、非常にあいまいであり、近所からの苦情や通報があれば一部例外の可燃物であってもできないことになっております。その結果、警察に検挙され罰金を支払う住民が増えてきております。その苦情が皆さんの耳にも多数入ってきているものと思います。これについてどのように把握しているか、お聞かせいただきたいと思います。

また、近所からの通報や苦情が寄せられ指導や自粛を求めるため、行政や警察がパトロールに出向く回数が年間数十回と聞いております。これについて、今後どのように考えていくのかもお聞かせ願いたいと思います。

まさに、住民の皆さんが魔女狩りのような体をなし、地域の信頼が薄らいでいくのではと危惧するところであります。

また、多額の罰金が科せられると聞くことから、エコぼ〜とへの自己搬入はこの2、3年前より急激に増え、平成20年度より平成22年度の推定を比較しますと、台数で2,407台増の5,769台、搬入量では約290トン増の693トンと予想され、今後も増え続けていくものと考えられます。平成22年度においては1台当たり平均で109.8キロ、約110キロの可燃ごみが多い月で870台、少ない月で60台程度搬入されているのが現状であります。手数料は、50キロ当たり200円かかると聞いておりますが、今年度の予想手数料は幾らを見込んでいるのかもお聞かせ願いたいと思います。

また、搬入状況を22年度の推計ではありますが、距離が遠い魚津市が一番少なく7.7%、約54トンで、一番多いのは入善町の46%、約320トンが搬入見込みであります。しかも、エコぼ〜とに対する負担金算出は可燃ごみ処理にかかる負担額では、当該市町から搬入される可燃ごみ重量と事務組合を構成する市町村全体の総可燃ごみ重量の割合比で計

算され、そのほかには人口割、あるいは均等割も計算されますが、住民が直接搬入してもそれぞれの市町から搬入される可燃ごみ総量に加味されて、市町の負担金は変化がないと聞いております。そうであるならば、直接搬入する皆さんに何らかの報奨、あるいはこれからも推奨する意味を含めたサービスの考えがあってもいいのではないかと、こう考えるわけです。

これは、直接搬入された可燃ごみが当該市町の総量から引かれるのなら、当該市町よりサービスを求めることができますが、そうでない以上、事務組合がやるべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

例えば、このサービスについても、ポイント制の導入など、例えば100キロで10ポイント、100ポイント貯まったら100キロ無料にするとかいろんな考え方があろうかと思えます。

特に、私どもも昨年度搬入しました。これは四捨五入といたしますか、10キロ単位で計算されて、40キロ出しても200円、50キロを超えた60キロを出すと400円、何か割の合わないような複雑な気持ちになっております。そこらあたりも理事長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 谷口議員のご質問にお答えしたいと思います。

質問にもございましたが、平成13年4月1日より廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されて、野外焼却いわゆる野焼きは一部の例外を除いて、何人も行うことが禁止されたわけでございます。

全国的に悪質な野焼きが後を絶たないこと、また、野焼きでは通常焼却温度が200℃から300℃にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となることなどから、野焼きを直接罰の対象とすることにもなったわけでありまして。

違反した者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方を科せられることとなっております。

野焼きにより警察に検挙される住民がおられるとのことでございますが、警察署としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、野焼きにおいて住民から苦情があった場合、また各駐在所、巡回パトロールなどにおいて野焼きを発見した場合は、野

焼き禁止の指導をしており、悪質な場合は取り締まっているというふうに伺っております。

利用者へのサービスなど今後の考え方ということではありますが、エコぽ〜とへの家庭系の直接搬入が年々増加しております。22年度1月末までの合計は、21年度同期と比べまして搬入車両で1,800台余りの増、搬入量も約220トン増ということでございまして、車両台数、搬入量とも50%余りの増となってきた状況にございます。このためエコぽ〜とでは、土曜日受付の職員を、これまでの1名から2名に増員して、初めて持ち込まれる方も戸惑うことのないように、車両重量の計量補助あるいはまた車両の誘導を行っておるところでございます。

野焼きにおいて近隣に住む方々への迷惑をかけないためにも、広報などで啓発活動を進めていく努力をしておりますので、その点、ご理解をお願いいたします。

○議長（森岡英一君） 石崎事務局長。

○事務局長（石崎 勉君） 先ほど、谷口議員の質問の中で22年度の搬入量の見込みのご質問があったかと思えます。直接持ち込みの家庭系ごみの22年度の見込みといたしましては、約700トンを見込んでおります。手数料は約300万円を見込んでおります。

○議長（森岡英一君） 10番 谷口一男君。

○10番（谷口一男君） 私が最も知りたかった質問の中で、搬入される方々のサービスを考えているかという質問であります。これについてお答えがないので、それもお聞かせ願いたいと思えますし、時間がないので続けて質問させていただきます。

それと、自分の調べた範囲で、各市町村によってもものすごく温度差がある。一部例外ということについての温度差があり過ぎる。それから当該警察署の考え方も一定ではないのではないかというような思いもあります。そこらあたり、例えば、新川広域圏の中では共通の認識で警察にも徹底して、やはり例外は例外として認めるべきではないか。

それからもう1点、自分が調べた中で1トン当たりの処理にものすごく金がかかるのだなという認識を受けております。ごみを減らすための方策、この3点ですが、答えていただければと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 先ほどの答弁の中では、エコぽ〜とへ直接、車等搬入される方々で混雑しないように、あるいはまた戸惑うことのないように、補助的なこともやっているということを申し上げました。広域圏全体で、これら増大する部分について何か対応

できないか、あるいはまた警察署等と色々な協議もできないかというご指摘であったかと思えますけれども、例えば、木材あるいは枝打ちなどで出てきたそういった類のものについては、森林組合あるいは色々な業者においても粉砕機などを使いながら堆肥化するなどの努力をされているところもあるわけですが、持ち込まれる野焼きに関するごみの中身はいろいろあると思えます。当然、罰せられるようなものを野焼きするのはよくないわけでありまして、これから家庭で出たものすべてを公共が焼却処分をしていくという考え方でいいのか、あるいはまたそれぞれの地域における環境保護団体等とも協力できる部分はしていく、そして、持ち込まれた方々にサービス券を出しましょうというようなことを単純に検討するのではなく、地域からもそういった野焼きに類するようなことも含めて、環境美化の面からも、ごみが大量に発生しないような工夫というのも各団体とも協議するテーマではないかと思えます。

なお、悪質ではないものに対して処罰を受けたとかいろいろな事例があるとすれば、例外の中のいろいろな中身もあると思えますが、やはり警察などとの協議の場が設けられるものであれば、それも検討してまいりたいと思えます。

○議長（森岡英一君） 10番 谷口一男君。

○10番（谷口一男君） ちょっと私の望む回答ではありませんでしたが、しかしながら理事長の言葉の中に協議していきたいという言葉もありましたので、しっかりと協議して方向を出していただきたいと思えます。

これで終わります。

○議長（森岡英一君） 次に、4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 新年度予算案にエコぼ〜と延命化計画策定事業として450万円計上されております。この延命化計画というのは単なる焼却炉の改修計画なのか、それともビニール・プラスチック混焼も視野に入れた上での延命化計画なのか、どのように考えておられるのか教えてください。

2008年5月の臨時議会で、宮沢清掃センター最終処分場対策事業が予算化されましたが、今日まで宮沢清掃センターでは処分場の拡張が幾度か行われてまいりました。付近住民からすれば、たまったものではないと思えます。

2月10日の組合議会全員協議会では、今定例会に提出予定案件として、「議案第5号 財産の取得について」があるとの説明でありました。地権者の同意を得ることができなかったことから、今日この議案は提出されておられません。

こうした事態を考えましても、宮沢清掃センターの新施設は計画時点から地元住民にはビニール・プラスチック混焼を前提とした協力を求めてこられたのではないかと思います。したがって、エコぽ〜と延命化計画策定事業は、余熱利用といえますか、過剰なカロリーを発電に回すということも検討の対象として考えていくのが当然ということになります。どうなのか教えてください。

2008年の秋だったか、ビニプラ混焼実験が行われておりますが、その時の実験結果として、排ガスについては分析結果からダイオキシン類をはじめとしていずれも国の基準よりも低かったが、飛灰中のダイオキシン濃度は国の基準を超える数値であったという報告であったかと思えます。現在の飛灰の処理方法では安全性が確保されるので、ダイオキシン類対策特別措置法により適用除外とされるということでありました。しかし、住民の安全と住民の理解を得るという点から、飛灰中のダイオキシン等の有害物質の基準は、最大限厳格な基準とすべきであります。この点についても教えてください。

以上が私の質問内容であります。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 中田議員のご質問にお答えしたいと思います。

エコぽ〜と延命化計画策定業務に関しての質問でございました。

まず、ビニプラ混焼も視野に入れて考えているのかということですが、エコぽ〜とは平成12年4月稼働開始から11年を経過しておりまして、焼却炉、給じん装置などの基幹設備につきまして、大規模な修繕が必要になってきております。

このため、平成23年度におきまして、精密機能検査を実施し、その結果を踏まえて改修後概ね10年間の延命化計画を策定するものでございます。当然この計画の中では、現状の設備性能に伴う基幹改良と、ビニプラ混焼に伴う基幹改良も比較検討する予定でございます。

ビニプラ混焼につきまして、これまでの経過を少し述べさせていただきたいと思えます。

平成19年度に、既存の宮沢清掃センター最終処分場の延命化と新埋立処分場の整備をあわせて協議を行ってきたところでございます。特に長期的な費用対効果やリサイクル減量化を考慮した方策といたしまして、ビニプラをエコぽ〜とで混焼し、余熱を利用して発電、その他の不燃物残渣は新処分場を整備し、埋め立てする方法が最も有効であるという結論に至ったところでございます。

そして、平成20年8月にエコぼ〜とにおいて混焼試験を実施するとともに、その結果を踏まえて、エコぼ〜と改造計画に伴う経費、他の処理方法との比較、施設の耐用年数等について検討いたしました。特に、混焼のための改造経費をかけて改造する必要性、また改造する場合と改造しない場合の維持管理費や耐用年数、新設の場合の規模やスケジュール、ビニプラの民間処理委託費などを検討した結果、改造に伴う費用が多額なことや、今後の大規模補修や改造後の施設の延命等の問題もあり、当面はビニプラの処理は、民間処理委託で対応し、エコぼ〜と整備計画については新設も含めて検討していくことになったところでございます。

次に、余熱、過剰なカロリーを発電に回すことも検討の対象と考えているのかということですが、ビニプラを混焼した場合に、当然発熱量が増加することになりますので、廃熱利用についても発電も含めた検討が必要となるわけであります。

将来のごみ量、安定燃焼、管理体制、附帯設備等の費用対効果等を含めて検討していきたいと考えておるところでございます。

最後に、飛灰中のダイオキシン類を含めての有害物質の基準は最大限厳格な基準とすべきであるというご質問でございました。

現在、飛灰を薬品の添加とセメントで固化する方法で処理をしておりますが、ダイオキシン類特別措置法により適用除外となりますが、議員ご指摘のとおり、国の基準値を厳守したいと考えておりますので、附帯設備等の改修も含めて、延命化計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（森岡英一君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 今、エコぼ〜との延命化計画の事業そのものが、宮沢の最終処分場を新たに建設する施設そのものがどれほど長く利用できるか、利用できない状況でどんどんと民間に搬送して委託していくということはどうなのか。

もともとの考えは、広域圏内で全部処理できる体制が必要だという点から、エコぼ〜とで焼却された場合のいわゆる排ガスは、基準値に十分達しているといえども住民の不安が残ると。飛灰はコンクリートで固めて魚津市の最終処分場へ持って行くが、これも厳格なものでなかったら将来にわたる問題ですから、これもまた住民の不安になると。

こういう状況から一つの施策を行うに当たって、それぞれの住民に対する不安などがかかってくるということになると、それぞれの自治体に、排ガスということになれば、入善町、朝日町、両自治体にかかってまいります。それからまた、コンクリートで固め

て最終処分場に持ってくれば、魚津市の課題として出てくるわけです。こういう総合的な問題をきちんと納得いくような形で議論をしていく、このところに一つの施設の改良であっても、新川の住民全体のかかわりが出てくるんだということでご理解いただけますよね。

理事長、そういうものの考え方からしても、おれがおれがというような姿勢ではだめだということはわかりますか。このことの考え方を後でお答えください。

そして、副理事長の方々にもお聞きします。2年前だったと思いますが、中部清掃センター問題で、そのときも2月定例会ではなかったかと思いますが、工事が発注されて厳しい状況で、地元住民が納得しなければ損害補償も視野に入れなければならないという事態がありました。そのときに各副理事長方に考え方を聞きました。それぞれのいわゆる迷惑施設と言われる施設の設置に当たって、地元住民対策はだれが行うのか。中部清掃センターにあっては、入善の米澤副理事長がこれは処理しなければならないという問題だったかと思いますが、「入善町にあっては知恵者はいないのか」と言いました。そうしましたら、副理事長は、「入善町にも知恵者はいないわけではない」と言われました。

堀内副理事長、あなたは「当然地元住民の問題に対しては、地元自治体が解決に当たる問題だ」と明言されました。非常に立派な決意でありました。

朝日町の脇副理事長、あなたは今その席にいますが、前町長の時代でありました。前町長もそのことをきっかり副理事長として答えたわけです。

なるほど米澤副理事長、入善町にも知恵者がおられました。町長自身も知恵を出された。議会も知恵を出されて、その工事は見事に損害補償などの事件が発生しないで完成をし、「クリーンぼ〜と」として、住民の皆さんの新たな活用への展開になろうとしております。

宮沢清掃センターの問題は、それほど難解な問題ではありません。それは、黒部市の問題だ。黒部市長が住民の皆さんに、「おれが責任を持って解決する」、こうやれば、今日の議案に提出されたわけじゃないですか。どうですか。そのことについて、堀内副理事長からも考えを聞かせてください。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） ご指摘のとおり、広域圏の主要な共同事業としては、ごみをはじめ、それぞれの地元住民にとっては迷惑と思われるようなご負担もおかけしているわ

けであります。しかしながら、いずれも各自治主体が、お互いに共同あるいは互恵の精神をもって、隣の町のものを受けられないとか、そういうことじゃなくて、迷惑は迷惑として、みんなお互いにそういったものは負担し合っているんだという住民の理解のもとに今日の事業が運営展開しているものと思っておりますので、今後ともいろいろな新規事業につきましても、広く広域圏の住民の皆さんにお互いの理解を深めていただきながら、共同、協調ということを図っていかねばならないと思っております。

○議長（森岡英一君） 副理事長 堀内康男君。

○副理事長（堀内康男君） 今、宮沢清掃センターの新施設の用地の取得に対して、地元の皆さん方をお願いをしているところであります。中で地権者の方が35名おられます。現在29名の方の同意をいただいたところでありますが、残りの方につきましては、今誠心誠意ご説明をし、お願いをしているところであります。

当然、黒部市の責任として、この用地の取得を進めていかねばならないわけですが、それぞれの地域の負担、あるいは協力というものはその地域全体の合意をいただかなければならないと思っております。町内にすれば幾つか具体的に影響が及ぼされる地域があるわけですが、それぞれの町内の合意というものが大変大事だというふうに考えておまして、中で一部町内の方だけの意見を聞くというわけにはなかなかいかない点もございます。

いずれにしても、誠心誠意ご説明をし、お願いをしておりますので、同意をいただけるよう努力を続けていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（森岡英一君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 宮沢最終処分場の問題で米澤副理事長のところまで及ぶような話は、広域圏だから仕方がありません。米澤副理事長には質問はいたしません。いろいろな形であるときの難問というのは、今の宮沢の用地取得の難問とは雲泥の差ですよ。けれども、入善町にも知恵者はいないわけではないということで町長自身も知恵を出され、議会も知恵を出して見事解決された。

この宮沢の地権者の皆さん、先ほども主質問のところでも述べましたが、何度も何度も拡張計画がなされる地域としてはたまったものじゃない。しかし、現在、交渉に入っている問題は、新川広域圏の事業を人質に取ったような交渉の内容でしょう。何名かの方が同意しておられないと言われるけれども、何名の方の同意ではなくて、ある人が同意した土地もあるし同意しない土地もあるという問題は何たることですか。そういう問題

は、あなたのところの議会でも当然厳しく批判されていることと思います。それぞれの副理事長の皆さんにも言うておきたいと思います。足元の問題をきちんとできないで広域を語る資格はないということです。朝日町もそうです。

以上を述べて私の質問とします。

きちんとやってください。よろしいですか。

○議長（森岡英一君） 次に、9番 松澤孝浩君。

○9番（松澤孝浩君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思
います。

今回通告にありましたケーブルテレビ事業であります。平成23年7月、地上波アナログが停波されるわけですが、地上波デジタルに切り替わり、本格的な放送がされることは皆さんご存じのとおりであります。

この地上波デジタル放送は、大きな能力を持ち高品質でありクリアな映像である。また放送局より複数の番組が配信され、それぞれ個人が選択できる、すなわち、これまで以上に多くの情報や放送が配信できるということでもあります。もう1点であります、特徴として、放送センターと個々の視聴者を結ぶ双方向という今までなかった視聴者が参加できる番組制作など、幅広いさまざまな対応ができる、今後、こういった映像が期待される放送であります。

そこで、質問を申し上げます。平成15年4月17日に新川広域圏のみらーれTV、ケーブルテレビ事業がスタートしたわけですが、多くの住民の期待と、また行政として議会としても期待をしてオープンしたところでもあります。あれから8年になるわけですが、ケーブルテレビの事業について、当時入善町において着手する前に、平成12年9月に情報化推進計画というものを策定しました。その中で、将来このケーブルテレビをどのように利活用していくかという、さまざまな議論の問題でありました。その中で、ネットワークを構築した中で、これは単に映像だけではなく、これからの社会に必要な福祉や情報、そしてまた行政事務の効率のためにという基本姿勢を持ってケーブルテレビに取り組むという趣旨でありました。

現在であります、受信の障害のある地域にはケーブルテレビによることによってきれいな映像、また行政の情報やそれぞれのイベントの報告、そういったものを取り上げた番組を流しておられます。民放にないような地域の特性に合ったそれぞれの番組制作というのは、非常に高く評価するものであります。

しかしながら、自主制作番組的なそれぞれのケーブルテレビでつくった個性のある番組というのが現在ないのが事実であります。その中で、これからのテレビの配信は、この基本的なものにその地域の特性や子どもやお孫さん、また高齢者の人たちが生き生きと活動しているような番組を町民に見ていただく、そしてまた住民の皆さんに見ていただくというのが、これからの大きなケーブルテレビ配信事業でないかと思えます。

8年を振り返りまして、今までに培った経験を生かし、今後どのような運営をしていくかということが求められている時代でありますので、今後の取り組みについて、理事長にご答弁願いたいと思えます。

もう1点であります、ケーブルテレビ事業はテレビ配信事業ともう一つの一端を担うインターネット事業であります。このインターネット事業は日進月歩であります、パソコンの能力が一番の決め手でありました。当時5年前には、1年すると最新鋭、2年すると古くなってきた、3年目にはごみだというふうに言われた中で、現在のパソコンにおいては映像の処理やいろんな能力については非常に高いものであります。これを逆に言いますと、パソコンの能力の向上が現在のインターネットを支えている原点であります。その中で、先般起きました尖閣諸島の漁船衝突事故そしてまたエジプトのテロ、やはりグローバル社会の中における情報の伝達というのが非常に早いスピードで行われております。当然これは、我々住民にとって非常に大切な生活の一部となりつつあります。その中で、ショッピングや情報、レジャー、さまざまな活用ができるインターネット事業であります。

このインターネット事業について、平成15年4月当初は5,000件でありました。現在においては1万700件を目標に進めておられるわけではありますが、現在のインターネットの契約状況についてはどうなのか。そしてまた、現在よく言われるのが、インターネットに接続するが、非常にスピードが落ちるということがあります。この原因はどこにあるのか。そしてまたこれからのインターネットを支える中で、運営についても大きな問題はないのか、これを教訓として生かして、今後どのような運営にしていけるのかお尋ね申し上げます。

以上、大まかな2点であります、理事長の答弁をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 松澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

このケーブルテレビ事業につきましては、新川広域圏事業となっておりますけれども、実質的には1市2町がサービスのエリアでありまして、私、なかなかその現状等については直接詳しく知る立場ではないわけですが、事務方からいろいろ伺った範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

広域圏のCATV事業につきましては、現在、テレビ事業部門とインターネット事業部門の2つの運営があるわけですが、議員も今ご指摘がありましたように、テレビ事業部門はCATV放送センターで直営しております。また、インターネット事業部門は、ケーブルの一部の帯域をインターネットプロバイダー事業を営む株式会社ニイカワポータルに貸しつけて、電気通信役務契約により使用料を受けて運営を行っているところであります。

まず、テレビ事業部門の今後の取り組みと運営についてであります。行政情報番組の提供をはじめコミュニティチャンネルの充実はもとより、たくさんのデジタル多チャンネルによる番組提供など、住民の皆様には十分お楽しみいただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

なお、CATV事業の取り組みを始める際に、行政サービスの1つとして挙げられておりました、放送センターと個々のお客様との双方向によるサービスにつきましては、現在県内すべてのCATV局で導入されていない状況であります。

インターネットの急激な進展の中で、今後どのような方向でサービスの充実を図っていくか、対応について研究を行ってまいりたいと考えております。

また、放送センターの運営体制につきましては、現在、1市2町からの派遣職員5名で行っておりますけれども、新年度から派遣職員の業務の一部を委託により運営する計画であります。サービスの低下を招くことのないように努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、インターネット事業部門の加入状況と運営についてのご質問でございますが、現在の1市2町のCATV加入者の状況は、1月末現在で1万581件であります。うち3,990円のスーパー契約数は1,516件、2,940円のスタンダード契約数は4,364件、残り4,701件が1,995円のベーシック契約であります。

広域圏事務組合といたしましては、インターネット部門の設備投資については、インターネット部門の収益から捻出し、運営を図っていくべきと考えておまして、この契約の検討をはじめ、今後のインターネット機器の設備投資の状況も踏まえて、株式会社

ニイカワポータルと十分協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森岡英一君） 9番 松澤孝浩君。

○9番（松澤孝浩君） どうも答弁ありがとうございます。

理事長が冒頭に言われたとおり、私にはという部分がありますので非常に聞きにくいわけではありますが、どなたがご答弁なさいますのか、そこは当局のほうにお任せしますが、まずもって、今ご答弁にあったインターネット事業であります。

現在ここに申込用紙があるわけでありましたが、理事長が述べられた1メガ、5メガ、20メガ、それぞれベーシック、スタンダード、スーパーという料金設定がされておりますが、先ほどの件数、ベーシックが4,701件、スタンダードが4,364件、スーパーが1,516件であります。この料金を契約数で出していきますと、月それぞれのトータルが2,825万7,495円になります。月が2,800万円余りであります。これを年間で計算しますと、3億3,900万円という1年間の契約手数料になります。その中で、1年間前払いいたしますと、1カ月分が無料になるわけでありましたが、それをかんがみても、この申込書にあるとおり、ほかのオプションについては積算せずに出した金額が、例えば11カ月を掛けますと3億1,000万円であります。この部分を含めると、一体このインターネットを請け負っているニーポにどのくらいの売り上げがあるのか、当局は今まで計算されたことがあるのか、まずこの点についてであります。当然、単年度でこれだけありますので、8年間では先ほど私が申し上げたとおり、開設当初は5,000件余りというふうに聞いております。当然、現在で言う1万700件を目標にし、今後さらにこれ以上のインターネットの加入者が出てくるという中で、このインターネットの料金というのは、今、どのような請負契約書やそういうもので成り立っているかということについてであります。

今定例議会でインターネットの回線使用料をニーポさんからいただいていると聞いている中で、予算書の52ページにありますインターネット接続使用料として5,867万8,000円が計上されております。先ほど申し上げました11カ月分で単純計算であります。3億1,000万円、本来それ以上の金額から例えこの金額を引いたとしても、莫大な売り上げ、その中には当然経常経費はかかるかもしれませんが、この点についてどのように考えているのか。本来、このインターネットの回線使用料というのは妥当なのかというのが私が疑問視する点であります。その点について、また契約についてはいつ変更されるのか。例えば開設当初は5,000件あったものがどの時点で契約が変えられるのか。使用量が増

えれば増えるほど機器の更新等も必要になってきます。その中で、どの時点で契約を見直しているのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（森岡英一君） ケーブル放送センター所長 岩田 毅君。

○ケーブル放送センター所長（岩田 毅君） 今の松澤議員の再質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

売り上げにつきまして1カ月2,800万円、トータルの売り上げが3億3,000万円、少なくとも見積もっても3億1,000万円、年間でそれぐらいの数値になるということはお指摘のとおりでございます。

その中で卸電気通信役務契約ということで、こちらで受けるものが今年度23年度予算については5,800万円を見込んでいるわけですが、ニイカワポータルといたしましても、インターネット事業を運営するための設備機器、上位回線との契約等、通常の運営につきましての人件費等いろいろと設備に経費がかかっておるわけですが、そのへんにつきまして、こちらといたしましても、今後協議を重ねながら、料金の改定等に向けて、ニイカワポータルのほうと協議を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

15年度からスタートしたわけですが、19年度から協議を行いまして、20年度から卸役務の料金を改定いたしまして、22年度末で丸3年を迎えることとなります。23年度につきまして、改定の方で進められないかということで現在ニイカワポータルと協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（森岡英一君） 9番 松澤孝浩君。

○9番（松澤孝浩君） ただいまの答弁をいただきまして、改定もしたということであり、ここに理事長をはじめ副理事長の皆さんがおいでになりますが、ケーブルテレビ事業の予算書によると、全体の大枠が8億6,000万円という予算であります。先ほど申し上げた3億1,000万円か4,000万円かわかりませんが、この占める割合は、例えば12カ月分でやりますと3億4,000万円、これが8億6,000万円に対して何%を占めるかということ、40%であります。これをどうとらえるかであります。

本来、事業全体の中で、設備投資したときには住民をはじめ多くの皆様方の血税でインフラを整備したわけであり、しかしながら、現在このインターネット事業を委託したからといって、莫大な売り上げを上げるものに対して、本来それでいいのかという

ことであります。これは逆に言いますと、既得権みたいな部分に相当するのではないかと。ただし、業者が選定できないというのもこれは事実かもしれません。初期投資したからこそ、その会社しかないのかもしれませんが。

しかしながら、このような不透明なことをいま一度見直すチャンスではないかというふうに思います。その中で、回線使用料がどうなのか、例えばここをとって見ますと、理事長がおいで魚津市であります新川インフォメーションセンターは、映像事業とインターネット事業をやっております。その中でテレビ事業においては、先般、澤崎市長と上海に行った際に新川インフォメーションの職員が、独自の番組制作をするということで取材に駆け回っていた姿を私は見ました。本来、住民と行政をつなぐ仲立ちであり、身近な問題を取り上げるという新川インフォメーションの姿勢と努力というのは非常に大切なことだというふうに思います。

その中でこの事業についても、本来ならばそれだけの売り上げがあるのか、それについては定かではありませんが、こういう問題については、しっかりと広域圏が現在委託している会社の業績やそういう部分を調査しながら、そのケーブルテレビ事業全体をインターネットだけではなく、総括した運営、そしてまた民間に任せられるものは今後検討してはどうかということも含めて、この現状をいち早くつかんでいただきたいと思います。

そこで答弁を求めますが、前向きに検討すると言われるのかわかりませんが、一度答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（森岡英一君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 答弁の際にも申し上げましたけれども、私自身も日常、新川広域圏の決裁事務として回ってまいります。当初から就任以来、このエリアにあります黒部市、入善町、朝日町のそれぞれの首長さんの決裁印をもらってから持って来い、私は金を1銭出しているわけではない、このことについてとやかく詮索するつもりはないというスタイルでやっているのも大変無責任に見えるかもしれませんが、ただいまの議員のご指摘は、十分に各副理事長さん方が、各市町の税金がかかわっていくわけでありますので、それぞれ今後ご検討いただくように、現在ここでお聞きになりましたので、そのようにされると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡英一君） 9番 松澤孝浩君。

○9番（松澤孝浩君） 最後であります。先ほど理事長が言われたとおりであります。

で、ここに副理事長の3名の方々がおいでであります。この件については、今後、やはり私も責任を持って住民のために、皆さんの血税がどう使われているのかをただすためにも、今後このケーブルテレビ事業については質問をします。その中で早期の対応を求めるものであります。

これは意見でありますので、今後とも当局におかれましては、しっかりした方向性をいち早く出していただきたいということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（森岡英一君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに発言はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） ないようですから、質問、質疑を終わります。

「議案の常任委員会付託」

○議長（森岡英一君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までについては、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（森岡英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「各常任委員会委員長報告」

○議長（森岡英一君） 日程第5 議案第1号から議案第4号までを一括議題とし、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

第1委員会委員長 10番 谷口一男君。

○第1委員会委員長（谷口一男君） 第1委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に審査を付託された案件は、議案第1号 平成23年度新川広域圏事務組合一般会計予算中、当委員会所管部分、議案第2号、議案第3号でした。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、いずれも全会一致で原案どおり可

決することに決しました。

その中で出た意見を簡単に述べさせていただきます。

まず、第1点は、水博事業についての予算であります。これについては、水博事業とそれから今耳にする例えば黒部市が新幹線駅前につくりたいという施設、あるいは入善町が計画しようとしているそういう施設については、全く別の予算である、これは別に考えるべきであるとの意見がありました。

それから、CATV事業であります。先ほどの説明にもございましたが、多額のインターネット加入の資金とニイカワポータルから新川広域圏に入ってくる契約料の差額があまりにも大きいという中で、ニイカワポータルの決算書の開示をすべきだという意見、それからインターネットに加入するそれぞれの金額がどのような動きになっているのか、それも開示せよという意見がございました。

またもう1点、このCATVの中でデジタルに変えることができない方がどれほどいるのかという話もございました。多チャンネル契約の中で5,600戸中まだ2,400戸がデジタル化になっていない、今のテレビに変えていないということであります。これが本当に必要であったかどうかという意見もございましたので、これからも議論をしながらこれについて検討していきたいということで、時間の中でこれで終わらせていただきました。

以上で、第1委員会の委員長報告といたします。

終わります。

○議長（森岡英一君） 第2委員会委員長 12番 西岡良則君。

○第2委員会委員長（西岡良則君） 第2委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第1号 平成23年度新川広域圏事務組合一般会計予算中、当委員会所管部分、及び議案第4号でありました。

委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、全会一致で原案どおり可決されました。

以上で第2委員会の委員長報告といたします。

「質 疑」

○議長（森岡英一君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

何かご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） 質疑なしと認めます。

これを持ちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（森岡英一君） これより討論に入ります。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（森岡英一君） これより採決を行います。

各常任委員会委員長の報告は、議案第1号から議案第4号までは、いずれも原案どおり可決すべきとの報告であります。

ただいまの議案4件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は原案どおり可決されました。

「議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（森岡英一君） 日程第6 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡英一君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

「閉 会」

○議長（森岡英一君） 以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これもちまして、平成23年新川広域圏事務組合議会 2月定例会を閉会いたします。

午後0時2分 閉会